

## 二戸市社会福祉協議会（介護予防）訪問入浴介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する二戸市社会福祉協議会（介護予防）訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）訪問入浴介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 二戸市社会福祉協議会（介護予防）訪問入浴介護事業所

(2) 所在地 二戸市仁左平字横手2番地3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 従事者 看護職員1名以上

介護職員3名以上

従事者は、（介護予防）訪問入浴介護の提供に当たる。

2 職員の員数は、介護保険法第74条第1項の規定に基づき厚生労働省令の定めによるものとする。ただし、前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（（介護予防）訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第6条 （介護予防）訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、（介護予防）訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりにする。但し、支給限度基準額を超えるサービスの費用は、全額を利用者負担とする。

(1) 居宅における入浴、褥そうの処置、清拭、洗髪による清潔の保持

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、二戸市内とする。ただし、通常の実施地域以外にも訪問可能な近隣地域も対象とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従事者は、（介護予防）訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第10条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人二戸市社会福祉協議会の会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。